

『平成 27 年度朝鮮学園補助金支出についての問題点』

◎補助金についての簡単な説明

- 1、平成 27 年度における私立外国人学校への補助金(福岡県私立外国人学校教育振興費補助金)は、対象と成る福岡朝鮮学園と福岡インターナショナルスクールの 2 校への補助金の執行が予定されていましたが、平成 27 年度については福岡インターナショナルは平成 24・25・26 年度と同様に補助金の申請をしていないため、この私立外国人学校への補助金は実質的には朝鮮学園の為の補助金と成っています。
27 年度の朝鮮学園への補助金対象の事業費は 1,620,027 万円が計上されており、その内の 2 分の 1 の 810,000 円が補助金として執行されています。
- 2、補助金の額は、補助対象事業費精算額の 2 分の 1 と補助金交付決定額のいずれか低い方の額となる。
- 3、補助金の流れは、県から補助金の対象団体等への連絡→対象となる団体から事業の計画書と申請書提出→県の担当課が対象団体が提出した計画書を審査・検討→県が対象外となる事業や支出を削減して承認→対象団体が事業を実施→対象団体から実績報告書を提出→県から補助金が対象団体へ支払い、の様です。
- 4、補助金は、福岡県補助金等交付規則第 4 条及び福岡県外国人学校教育振興事業費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき交付されています。
- 5、県による朝鮮学園への補助金は過去、平成 17 年度から平成 21 年度まで朝鮮学園によって北九州市の補助金と二重取り(5 年間で 645 万円)をされていた事が発覚し、加算金も加えて 822 万円を返納させられている。

ただし、この時の監査によれば、「この重複受領は、学校法人の事務処理上の誤りによるものであり、その申請手段は詐欺的なものとまでは言えない」という二重取りの期間や金額を考へても不自然な形で決着し、その後も補助金の金額は減らされたものの、そのまま続けられています。

【朝鮮学校補助金 年度別一覧】

年 度	補助金	差引き受領額	返還請求額	加算金	返還合計
平成 17 年度	800 万円	(7,980,148 円)	13,000 円	6,852 円	19,852 円
平成 18 年度	800 万円	(5,729,057 円)	1,604,000 円	666,943 円	2,270,943 円
平成 19 年度	800 万円	(4,565,252 円)	2,633,000 円	801,748 円	3,434,748 円
平成 20 年度	800 万円	(6,825,021 円)	983,000 円	191,979 円	1,174,979 円
平成 21 年度	800 万円	(6,679,312 円)	1,217,000 円	103,688 円	1,320,688 円
合 計	4,000 万円	(31,778,790 円)	6,450,000 円	1,771,210 円	8,221,210 円

差引き受領額とは、朝鮮学園が計画及び請求した補助金額から「補助金の対象外」になった金額を差引いた「実際に受領した補助金額」です。

- 平成 22 年度 191 万 7 千円(差引き受領額は現在の時点では不明です)
平成 23 年度 187 万円(差引き受領額は現在の時点では不明です)
平成 24 年度 181 万円(121 万 1 千円)
平成 25 年度 182 万 5 千円(128 万 7 千円)
平成 26 年度 96 万円(96 万 3 千円)
平成 27 年度 119 万 7 千円(81 万円)
平成 28 年度 127 万 5 千円(104 万 4 千円)
平成 29 年度 本年度分？

- 6、尚、北九州市は県とは別に 300 万円の補助金を福岡朝鮮学園へ支出しています。この補助金は、再度二重取りをされないようにと、県(用品費等)とは別の設備費等に支出されているようです。また、福岡市から

朝鮮学園に支出されていた補助金は、平成 24 年に市民団体(在特会)による指摘によって、一部の補助金(約 60 万円)が不正に支出されていた事が暴露され、その後、現在は福岡市からの朝鮮学園に対する補助金は停止されています。

(1) 【旅費の問題点】

平成 27 年度は、福岡朝鮮学園が 15 万 4 千円の交通費を申請して、その半額の 7 万 7 千円の補助金が支出されたようです。しかし、この補助金の支出に際しては、その交通費の使用を証明する領収書の提出が有りません。公金を支出する際には、支出が正当であるという証明をする領収書またはそれに類する物が必要である事は常識です。そうでなければ公金を取り扱う公務員による横領などの汚職につながるからです。逆に言うと公務員自身の潔白性を確証するためにも「領収書またはそれに類する物」は必要であり重要という事です。

しかし、この平成 27 年度についても領収書の添付は無かったようです。社会一般的な常識から言って、これだけでも問題なのですが、平成 27 年度の交通費としては特に問題と思えるのは下記の 2 つです。

①、福岡朝鮮初級学校の「まつり美和台」の旅費で、その内容記載に違和感があります。

まつり美和台の会場は美和台小学校と成っていますので、バスの停留所の位置からして、事業実績表や出金表に記載されているように「美和台一丁目」で降りると、会場の美和台小学校まで停留所二つ分を歩かねばなりません。しかも美和台小学校のすぐ近くには「美和台二丁目」という停留所が在ります。

そして「美和台一丁目」で降りても「美和台二丁目」で降りても料金は同じようです。それならば、「美和台一丁目」の二つ先に在る「美和台二丁目」で降りるのが自然だと思えます。また、実際に行ったのなら、事前に引率者がバス停の場所を調査して「美和台二丁目」のバス停で降りると思います。また、当日の事も教務日誌や書類に記録しているのではないのでしょうか？

もしそうならば、県へ提出する出金明細表や事業実績表への記載を間違える事は少ないとも思え、それらの点を考慮すると本当にバスを利用したのか疑わしく思えます。

②、九州朝鮮高級学校、8 月 10 日・11 日のサッカー部の夏季筑豊フェスティバルの参加人員が 9 人に成っていますがサッカーは 1 1 人で行うスポーツであるので 9 人ではフットサルなどの試合以外はできないと思いますが、どのようにして参加したのでしょうか？

(2)、【旅費以外の問題点】(九州中高級学校)

①、高級部のバスケット関係についての支出で、2 月 28 日の慶成高校での練習試合で「飲料水」6 7 3 円、3 月 21 日の遠賀高校での練習試合で「飲料水」8 5 9 円とありますが、これは交流とは全く関係ない個人用としての購入であるので、これは対象から外すべきではないのでしょうか？

他年度でもこの「飲料水」の購入は散見され、補助金の対象に成っているようです。補助金の使用に当たっての県の基準は、一体どうなっているのでしょうか？

②、「アンニョンハセヨコンサート」についての支出で、1 1 月 15 日に車レンタル(2 台分)、軽油 7.55 L、軽油 13.83 L とありますが。レンタルされた車はどんな車なのでしょうか？ またなぜ同じ場所へ行ったのに給油された量が大きく違うのでしょうか？

恐らく、レンタルされた車はレンタル料金(6 時間以内)と燃料の消費から、人員移動用のマイクロバス(コースター)と荷物運搬用のバン(ハイエース)あたりではないかと想像される。これなら排気量が 2 倍違うために給油に差が出るのは当然であるが、県としては後々の事も考慮して、朝鮮学園側に確認してレンタルされた車名も記録(記載)しておくべきだと思う。

(3)、【旅費以外の問題点】(北九州初級学校)

- ①、運動会(74通)・アリラン夏祭り(85通)・学芸会(57通)など案内状の送付等で82円切手を購入していますが、切手は金券ショップで容易に換金できます。また、切手で出されると実際に切手を購入された数だけ、本当に郵送されたのかが分かりません。

朝鮮学園は後納郵便を使えるので、後納郵便にすれば月ごとの明細が出るので発送したという証明もしやすくなります。案内状の送付については、今後は後納郵便についてのみを対象にするべきです。

- ②、アリラン祭りで、ポスターを50部13,710円、チラシ4000部8,580円にたいして補助金が支出されていますが、ポスターもチラシもイベントの期限が過ぎてしまえば使用できなくなるものです。しかし、公金で使用されているので使用されずに残部数が出た場合には過剰支出などの問題と成ります。

また、それが本当に使用されたのか、全部使用されたのかが掴みにくい問題もあります。よってポスターについては、貼り付けた場所の写真を撮影してもらいデータファイルの形で良いので提出してもらおう。チラシは配布場所の記録を提出してもらい、職員がその中からピックアップして本当に配布されたのかを確認する事が必要と思えます。

もしをこれらの事が面倒というのなら、ポスターとチラシを補助金の対象から外すべきです。

- ③、アリラン祭りで、ノンフライヤー(13,200円)、羽無し扇風機(36,800円)、商品券1000円券10枚、米(10,000円)、キザミキムチ(20,148円)、台所用品(4,030円)などが景品として総額96,000円以上の費用が使われています。そしてこの補助金だけで約五万円もの公金が支出されています。

小学校のイベントでありながら、なぜこのような高額な景品に補助金が使われているのでしょうか？これを対象外としない県の職員の常識を疑います。これは他年度でも同じです。

- ④、同じくアリラン祭りで、恒例ともいえる「打ち上げ花火代」(307,900円)が行われ、これに補助金15万円が支出されています。またこの「打ち上げ花火代」は福岡の朝鮮初級学校でも行われていて打ち上げ費用207,900円の内、補助金は10万円以上が使われています。この二つを合わせれば25万円を超えてしまいます。これは福岡朝鮮学園への補助金全体(810,000円)の3割以上に当たります。なぜ私立学校への交流補助金をこのような一時的なイベントに対して、それも高額に使用するのでしょうか？

(4)、【旅費以外の問題点】(福岡初級学校)

- ①、ふれあい納涼祭で、スタッフ用ユニフォーム(プリント加工Tシャツ)33,177円に補助金が支出されています。なぜ小学校で行われるイベントでスタッフ用ユニフォームが必要なのでしょう？

このスタッフ用ユニフォームが無くてもイベントは開催できるはずですが、このような事に税金である補助金を充てる事こそが、税金の無駄遣いと言われるのではないのでしょうか？

- ②、ふれあい納涼祭の打ち上げ花火については、北九州朝鮮初級の④で記載していますので割愛します。

- ③、ふれあい納涼祭で、8月17日に82円の切手シート(820円)を3枚購入しているが、その他はすべて後納郵便となっている。他のイベントや他年度でも散見されるが、後納郵便制度を利用しているのに、わざわざ記念切手シートを購入している事が多い。既に記述しているが、切手は換金できるうえに、本当に使用したという証明をするものは無い。故に簡易ではあるが「発送の証明」が確認できる後納郵便または窓口での支払い(発送した料金と発送数記載の領収書が出る)以外は対象外にすべきです。

④、同じく「ふれあい納涼祭」の出演料が3万円支払われているが、これにも補助金が1万5千円支出されている事になります。出演料は規定する基準が無く、出演者と依頼者の合意の上で決まる事が多い。

出演料が本来は2万円の所を、出演側と依頼者との合意で4万円とすれば、補助金が県から2万円が支出される事になる。それを事前に出演者が本来の出演料2万円をもらい、残りの2万円を依頼者へ返還するように話し合っ決めていれば、依頼者は手持ちの金を払う事なく、実質2万円の着服ができる事になります。このようなケースも考えられるので、一般的な市場価格と成るような基準がない出演料については、県は補助金の対象外にするべきです。

⑤、同じく「ふれあい納涼祭」の舞台レンタルに8万1千円が使用され、補助金が4万円ほど支出されています。この舞台は絶対的に必要だったのでしょうか？ 代替施設は学校内に無いようには思えませんが。

打ち上げ花火に20万と許可申請料、舞台設置に8万1千円、合計約29万円となり補助金は約15万円近くも、これらに支出されています。福岡朝鮮初級学校への補助金は約30万6千円と成っていますので、これは全体の5割に当たります。

これでは学校の交流事業に補助しているというよりも、町内会などへのイベント補助と県民から非難を浴びても文句は言えません。県は万単位の補助金を支出する際には、少なくともそれが学校・学生の交流に本当に必要で効果が有るか？ また、費用に相当するほどの実益が得られるか？を考えて支出してもらいたいと思います。なお、この舞台レンタル料(8万1千円)は平成28年度にも計上されています。

⑥、学芸会の10月19日に衣装としてTシャツを購入していますが、納品書のみで領収書が有りません。世間の常識として「納品書」は業者が依頼者へ依頼された商品を納めた内訳を表したものであり、金銭の授受を証明する物ではありません。

県は県民の血税である公金を「納品書」で支出しても良いという条例、規約、議会の承認などが有りましたら教えていただきたいと思います。

⑦、学芸会の後納郵便(11月10日)は、10/1~10/31までの支払いに成っているようですが、この中に対象事業以外の郵便料金は入っていないのでしょうか？ これについては担当の県の職員は明細をきちんと確認したのでしょうか？

補助金は学校全般の業務について補助するものではなく、県が対象事業と認定・関連するものについてのみ補助金の支出が行われるという認識ですが、違うのでしょうか？ もしそうであるのならば、請求書だけではなく、請求明細表での確認が必要だと思います。